

2010年10月28日

**事業仕分け、水資源機構の利益剰余金の国庫返納要求—今後の動向を注視**

政府の行政刷新会議の「事業仕分け」ワーキンググループは28日、社会資本整備事業特別会計（治水勘定）について事業仕分けを実施した。ワーキンググループは治水勘定の事業仕分けに関連して、水資源機構（発行体格付＝A A +）の利益剰余金の国庫返納を早急に検討することを求めた。

水資源機構は国の基本計画に従い7つの水系でダムや用水路などの建設・管理を行う独立行政法人。水資源機構が管理するダムや用水路の公共性は高く、利水、治水の両面で重要な役割を果たしている。

今回の事業仕分けは特別会計が対象になっており、社会資本整備事業特別会計の治水勘定についてはスーパー堤防事業や水資源開発事業交付金などが取り上げられた。

水資源機構は治水勘定からダム建設費、維持管理費として水資源開発事業交付金を受けているが、一方で、利水者からの割賦負担金の回収に伴う利息収入と、資金調達コストの差から、ここ数年、利益が生じており、利益剰余金が2009年度末で1033億円に達している。

R&Iは、水資源機構について、利水者からの割賦負担金の回収条件と、財投借入金などの調達資金の返済条件との違いから、金利変動リスクを抱えているが、積立金が厚く、リスク耐久力が高いと判断している。しかし、利益剰余金が国庫返納されることになれば、その程度によっては金利リスクへの耐久度を弱めかねない。事業仕分けの判定結果が、今後の機構の予算等にどのように反映されるか見守っていく。

水資源機構は4月28日の事業仕分け第2弾で機構の手がけるダム・用水路等の管理業務について「（省庁間や自治体間などの）利害調整など本来行なう業務のみを機構が行ない、それ以外は他に任せる」との結論を受け、見直し作業を進めている。仮に、管理業務が大幅に縮小され、政府の関与や支援姿勢が弱まる場合には格付に下押し圧力がかかる可能性もあり、引き続き、管理業務がどう区分されていくのか見極めていく。